

消防用設備等点検済表示制度

この制度は、消防法第17条の3の3の規定に基づく適正な点検を行った証として、点検済証（ラベル）を消防用設備等に貼付することにより、点検実施者の責任の明確化を図るとともに、防火対象物の関係者に対して消防用設備等点検報告制度の認識を高め、消防用設備等の維持管理の徹底に寄与するものです。

当協会では、消防用設備等点検済表示管理委員会の厳格な資格審査によって一定の条件を満たしていると認められた事業所を「表示会員」として登録し、下のような点検済証（ラベル）を交付しています。

※表示会員

（一財）愛知県消防設備安全協会に登録された消防用設備等の点検を行う事業所（会員として登録するためには、損害保険の加入など一定の条件を満たすことが必要となります。）

点検済証が貼られることにより、

- ① 点検実施者の責任が明確になり、適正な点検が推進されます。
- ② 点検日、点検の内容がわかります。
- ③ 次回の点検時期がわかり、維持管理の徹底が図れます。
- ④ 安全のシンボルマークとして、建物の利用者に安心感を与えます。
- ⑤ 点検報告や立入検査などの行政事務の一部の簡素化につながります。



<消火器用>



<設備用>

点検済表示制度の推進役 ➡ 点検推進指導員



点検推進指導員は、消防用設備等点検報告制度並びに消防用設備等点検済表示制度の周知と普及広報、表示登録会員の消防用設備等の点検実施状況（点検済証の貼付状況を含む）などの調査確認業務を行っております。当協会では、愛知県を6つのブロックに分けてそれぞれに点検推進指導員を配置し、万全の体勢を整えています。

- Aブロック=名古屋市北部、尾張北東部、知多北部地域
- Bブロック=名古屋市南部、知多中部、南部地域
- Cブロック=尾張西部地域
- Dブロック=尾張東部、西三河北部地域
- Eブロック=西三河南部地域
- Fブロック=東三河地域

